

様式第2号（第7条関係）

会議録

会議の名称	第1回川島町地域公共交通会議			
開催日時	令和3年4月21日（水）午後3時から4時			
開催場所	川島町役場 2階 大会議室			
議題	(1) 令和3年度スケジュールについて (2) 東武バス川島町役場線について (3) かわみんタクシーについて (4) その他			
公開・非公開の別	公開（傍聴者1名）・非公開・一部非公開			
非公開の理由 (非公開の場合のみ)				
出席者	委員	久保田委員、石島委員、加藤委員、樽見委員、斎藤委員、武藤委員、小川委員、伊藤委員、桑原委員、唐木田委員（代理）、江間委員、岡部委員、谷島委員、坂本委員		
	事務局職員	政策推進課 藤間課長、友野主幹、喜多川主幹、岩下主査、品川主任		
配布資料	会議次第、資料1～7			
審議会等の内容・概要				
1 開会 (事務局より会議の開会にあたり、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明する。なお、会議公開は議事より行うことし、会議録を公開するが、発言委員名は記載しない旨で委員より了承を得る。)				
2 会長あいさつ				
3 議事				
会長：議事に入る前に、議事録署名委員を指名する。斎藤委員、武藤委員にお願いする。				
(1) 令和3年度スケジュールについて (事務局にて資料1を用いて説明)				

(2) 東武バス川島役場線について

(事務局にて資料2、3、4を用いて説明)

事務局：前回の会議で、検討指標の計測期間を1月から6月とすることに承認をいただいた。その際、新型コロナが収まってない状況で適正な数値が計測できるかとの意見があり、感染症拡大の状況によっては計測期間の再設定も検討するということとなった。その後、2回目の緊急事態宣言が発出されたため、再設定する計測期間として4月1日から9月30日の6か月間を提案したい。

委員：この先、さらに緊急事態宣言等があった場合はどうするか。

事務局：その懸念はあるが、先の状況が見えないため、4月1日から9月30日を計測期間として設定し、検討を進めて行きたいと考えている。7月に当会議を開催し、前半3カ月分の実績を基に協議する。その際の状況を見て、変更が必要な場合は改めて協議したい。

委員：5月のGW前後は町のイベントが多いが、今年度はバラの小径等に関連したイベントがなくなる。そうなると、町外の方が本路線を利用する機会が少なくなると思う。利用促進という点では厳しい状況だが、この点は考慮するのか。

事務局：指摘の通り、イベントでの利用が見込めないのはかなり痛手と思うが、現状では先ほどの提案のとおり進めて行く。利用促進としては、川島インターの産業団地内の企業に従業員に利用してもらうようダイヤ改正等の調整を進めたが、新たに利用可能な会社と既存の利用がある会社との関係を精査したところ、ダイヤ改正をしたとしても、利用者が増加しない状況であったため、改正することを見送った。しかし、産業団地内の企業の中には、本路線の利用促進に対して協力できる可能性はあるとのご意見はいただいているため、今後も連携を取りながら利用促進を図りたい。

委員：資料3に、4年間で運行経費分の収入を得る路線となることを目指すために、運送収入を25%ずつ上げていくとある。25%という数字は、通常の路線バス事業では非常に厳しい数字である。例えば、何か大きな施設ができるとその路線の利用が非常に上がる場合はある。しかし、それが4年間連続することは考えにくい。このような状況を認識しつつも、1、2年目で25%を割った場合に本路線が継続できないという判断とならないような姿勢が必要と思う。

事務局：ご指摘の通り、本路線の継続を第一に、25%の運賃収入向上に捉われ過ぎない

ことは重要であるが、まずは指標の達成を目標に進めていきたい。現状を提示した上で、かなり採算性が厳しい路線であるという認識を、当会議の委員を始め、色々な方に持っていただきたい。

委 員：公共交通は、運賃収入だけで維持するというのは難しいとうのが全国共通の現状である。採算が取れないから補助を無くすとなると、今度はバス事業者が経費の全額を負担するということになる。そして、運行が立ち行かず、路線の撤退という話につながっていく。町の発展のための人の移動を支える公共交通を、収支ではなく投資としてしっかり見ていくという視点が大事だと思う。

事務局：計測期間の終了後、実績によっては町も一定の投資をした上で運行を継続するという考えに至る可能性も十分にある。中間報告での経過も踏まえ、当会議で議論していただきたい。

会 長：計測期間を、4月1日から9月30日までに変更することを承認する。

(3) かわみんタクシーについて

(事務局にて資料5、6を用いて説明)

事務局：かわみんタクシーの運行内容改正について、先の3月定例議会で説明したところ、コロナ禍であることから、改正時期は慎重に検討してもらいたいとの意見があった。

会 長：前回の当会議でも、実施時期については社会情勢を踏まえて検討するとしていた。引き続き、当会議にて協議する。

(事務局にて資料7を用いて説明)

事務局：不適正と思われる利用があったため、事務局にて実施要綱を改正した。事後報告となつたが、現状は適正な範囲の利用になっている。

会 長：改正はやむを得なかつたということで、事務局の対応を支持したい。

(4) その他

事務局：新型コロナワイルスワクチンの集団接種にあたり、かわみんタクシー利用の特別措置を実施したいと考えている。高齢者の方からの接種が始まる予定で、交通手段の確保という問題が出てくる。このため、ワクチン接種の際の利用に限り、

事前登録が無くても利用できるような措置を取りたいと考えている。特別措置の内容等については、接種開始まであとわずかな期間であることから、事務局に一任していただくよう、ご承認いただきたい。

委 員：登録していない方はどのように使うのか。

事務局：目的の場所は町民会館の一か所のため、ワクチン接種の行先で町民会館を指定してもらえば、予約を受け付けて利用者を輸送する。ワクチン接種の受診券の発送の時にかわみんタクシーが事前登録無しで利用できる旨を記載した案内を同封する。

委 員：料金はどうなるか。

事務局：一律、ワンコインの500円で調整を計りたい。

委 員：帰りはどうなるか

事務局：帰りは、行先が同じ方向であれば乗り合わせることを前提に、効率的な輸送を図っていきたい。

委 員：非常に良い取り組みだと思う。できればそのタイミングでかわみんタクシーの周知を図っていただきたい。

事務局：ご指摘のとおり対応していきたい。

委 員：関東運輸局では、ワクチン接種の際にバスやタクシー利用していただくよう、活用方法等をHPに掲載している。患者や住民を輸送するほか、バスをワクチン接種の待機場所にするなど様々な活用方法を掲載している。自治体ごと活用方法を検討し、積極的に利用していただきたい。

会 長：かわみんタクシーのワクチン接種に係る特別措置について、事務局一任することで承認する。

4 閉 会

署 名	有藤 光宏	印
	武藤 長也	印